

令和5年6月23日

### 特定保健用食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第43条第1項の規定に基づき特定保健用食品の表示許可を行いましたので公表します。

今回許可を行ったのは、別紙の1件です。

(参考)

特定保健用食品（条件付き特定保健用食品を含む。）は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

令和5年6月23日現在、1,055件の食品が、特定保健用食品の許可等を受けています。

詳しくは、

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/health\\_promotion/pdf/food\\_labeling\\_cms206\\_200602\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/food_labeling_cms206_200602_01.pdf)

を御覧ください。

(担当) 消費者庁食品表示企画課 横田、中村

TEL : 03-3507-9220 (直通)

FAX : 03-3507-9292

通し番号	商品名	申請者	法人番号	食品の種類	関与する成分	許可を受けた表示内容	摂取をする上の注意事項	1日摂取目安量	区分	許可日	許可番号
1	キシリトール オーラテクト ガム<シトラスマント>	株式会社ロッテ	1011101044248	チューインガム	ユーカリ抽出物(マクロカルバールJとし て)	本品はユーカリ抽出物を配合しているので、歯垢の生成を抑え、歯ぐきを健康に保ちます。	一度に多量に食べると、体质によりお腹がゆるくなる場合があります。	1回に2粒を5分噛み、1日5回を目安にお召し上がりください。	再許可等特保※	R5.6.23	1848

※ 「消費者委員会新開発食品調査部会における特定保健用食品の審議手続きに関する確認事項」(平成21年新開発食品調査部会長決定)における「(5)再許可」に該当するため、消費者委員会の諮問を省略したもの。